

## 鈴鹿殺人事件の公正かつ慎重な審理を求める要請書

この事件は2012年11月13日に鈴鹿市山本町でインターネット通販会社を経営していた辻元彦さんが、何者かによって頭部を殴打され殺害された事件です。

共同経営者の加藤映次さんが犯人として疑われ逮捕・起訴されています。

その理由は、①殺害されたと思われる時刻前に被害者宅を訪問していた、②犯行現場は辻さんの自宅であり施錠されており、鍵が加藤さんの車の中からみつかった、③加藤さんの交際相手に着衣を着替えさせて証拠隠滅をはかった、④前日に凶器のモンキーレンチを購入している、⑤辻さんとの間で金銭トラブルがあったなどとしています。

しかし、①辻さんが殺された時刻が、加藤さんの滞在した時刻かどうかはまったく証明されておらず、②鍵は加藤さんの車に誰が入れたかわからず、犯行現場が密室であったとの証明もない、③着替えさせたと思われる着衣は発見されておらず、処分した証拠もない、④凶器は発見されていないばかりか、モンキーレンチでは証明がつかない頭部の傷がある、⑤殺害してしまったのでは、加藤さんが貸していた金は戻らず、逆に動機を否定する事情さえある、など事件の根幹にかかわる問題・疑問がまったく解決されていません。

警察の捜査からも犯人は被害者の顔見知りの人物であること、被害者は元暴力団員で少なくない人から恨みを買っていたことは明らかです。様々な面から警察の捜査が不十分だったことがうかがえます。加えて加藤さん以外の人物がいた可能性を示す証拠も開示されておられません。

しかしながら津地方裁判所は、裁判員を70日近くも拘束する裁判員裁判をおこない、形だけは裁判の形式をとりながら、判決ではまったくまともな判断が行われたといえない、検察言いなりの、懲役17年の有罪判決を下しました。これでは施行から6年も経過する裁判員裁判の形骸化と腐敗を招くだけです。

この事件で加藤さんは経営していた会社を失ったばかりか、3年以上にもわたって勾留され、家族も精神的・経済的に困難な生活を強いられています。

貴裁判所が1審判決と証拠を綿密に精査され、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を守り、慎重かつ公正に審理されることを要請いたします。

### 要請事項

1. この事件は冤罪の疑いの濃厚な事件です。  
慎重かつ公正な審理をお願いします。
2. 検察および警察の未開示証拠を、弁護団に開示するよう命じてください。

2016年 月 日

氏名	住所

【送付先】〒496-0862 愛知県津島市城山町1-15

鈴鹿殺人事件 加藤映次さんを守る会 加藤元博あて